

指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱

(平成 16 年 3 月 26 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）に係る指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が保有する個人情報であって、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関するものの開示、訂正及び利用停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (3) 文書等 指定管理者の職員が公の施設の管理を行うに当たって職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、指定管理者を指定するに当たっては、この要綱に定める個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施に関し必要な事項について、当該指定に伴い実施機関と当該指定管理者との間で取り交わされる協定等（以下「協定等」という。）に定めなければならない。

(開示の申出)

第 4 条 何人も、この要綱の定めるところにより、公の施設を所管する実施機関に対し、当該公の施設を管理する指定管理者が保有する文書等に記録されている自己に関する個人情報の開示を申し出ることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示を申し出ること（以下「開示申出」という。）ができる。

(開示申出の手続)

第 5 条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「開示申出書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示申出に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 開示申出に係る個人情報、指定管理者から実施機関に提出されることに同意する旨

- 2 前項の場合において、開示申出をする者は、開示申出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 開示申出書は、総務局総務部文書法制課（以下「市政情報センター」という。）を経由して提出するものとする。

4 実施機関は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

5 実施機関は、開示申出書の提出があったときは、直ちに指定管理者に対して開示申出に係る個人情報に記載された文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

6 指定管理者は、協定等において、特別の定めがある場合を除き、開示申出に係る個人情報が記載された文書等を実施機関に提出しなければならない。

（個人情報の開示）

第6条 実施機関は、開示申出に係る個人情報に法第78条第1項に規定する不開示情報（指定管理者が行う公の施設の管理に従事している指定管理者の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除く。以下同じ。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示申出に係る個人情報が不開示情報に該当するか否かについて判断するに当たっては、開示申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議するものとする。

（個人情報の一部開示）

第7条 実施機関は、開示申出に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示するものとする。

2 開示申出に係る個人情報に、法第78条第1項第2号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第8条 実施機関は、開示申出に係る個人情報に不開示情報（法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により開示することができないと認められる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報）

第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する措置）

第10条 実施機関は、開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければ

ばならない。

- 2 実施機関は、開示申出に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る個人情報を指定管理者が保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。（開示決定等の期限）

第 11 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、第 5 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 12 条 開示申出に係る個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

（第三者保護に関する手続）

第 13 条 開示申出に係る個人情報に本市、国、独立行政法人等（法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、その意見を聞くことができる。

（開示の実施）

第 14 条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは仙台市情報公開条例施行規則（平成 3 年仙台市規則第 68 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる方法により行う。

- 2 前項の閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該個人情報が記録された文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書等の写しによりこれを行うことができる。

（訂正の申出）

第 15 条 何人も、この要綱の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると思料するときは、この要綱の定めるところにより、当該開示に係る実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を申し出ることができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による訂正の申出（以下「訂正申出」という。）について準用する。

（訂正申出の手続）

第16条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「訂正申出書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正申出の趣旨及び理由

2 訂正申出をしようとする者は、実施機関に対し、その訂正の内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、訂正申出書の提出があったときは、直ちに指定管理者に対してその旨を通知するとともに、必要な調査を行わなければならない。

4 指定管理者は、前項の調査に協力しなければならない。

5 第5条第2項から第4項までの規定は、訂正申出をしようとする者について準用する。

（個人情報の訂正）

第17条 実施機関は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議のうえ、当該訂正申出に理由があると認めるときは、協定等に定めるところにより、当該訂正申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正を当該個人情報を保有する指定管理者に行わせなければならない。

（訂正申出に対する措置）

第18条 実施機関は、訂正申出に係る個人情報の訂正を指定管理者に行わせるときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正申出に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第19条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第16条第5項において準用する第5条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第20条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止)

第 21 条 何人も、この要綱の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。

- (1) 当該個人情報が、指定管理者により不当に保有され、取得され、又は利用されているとき
当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 当該個人情報が、不当に第三者に提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）について準用する。

(利用停止申出の手続)

第 22 条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「利用停止申出書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止申出の趣旨及び理由

2 実施機関は、利用停止申出書の提出があったときは、直ちに指定管理者に対してその旨を通知するとともに、必要な調査を行わなければならない。

3 指定管理者は、前項の調査に協力しなければならない。

4 第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定は、利用停止申出をしようとする者について準用する。

(個人情報の利用停止)

第 23 条 実施機関は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議のうえ、当該個人情報の取扱いが、法に基づく実施機関における個人情報の取扱いと比較して、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、協定等に定めるところにより、当該利用停止申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の利用停止を当該個人情報を保有する指定管理者に行わせなければならない。

(利用停止申出に対する措置)

第 24 条 実施機関は、利用停止申出に係る個人情報の利用停止を指定管理者に行わせるときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止申出に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 25 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 22 条第 4 項において準用する第 5 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 26 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(苦情の処理)

第 27 条 実施機関は、指定管理者が保有する個人情報の取扱いに関し苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第 28 条 この要綱の規定により、文書等の写しの交付（電磁的記録にあっては、仙台市情報公開条例施行規則第 3 条第 1 項各号に掲げる方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

3 文書等の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第 29 条 この要綱の規定は、指定管理者が自ら定める規程等の規定により、市政情報センターにおいて開示申出、訂正申出又は利用停止申出ができる場合には適用しない。

(委任)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第 28 条関係）

交付の方法		単位	金額
用紙に複写又は印刷をしたもの （日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさに限る。）	白黒印刷	用紙 1 枚（両面印刷の用紙を用いる場合は、片面を 1 枚として計算する。）	10 円
	カラー印刷	用紙 1 枚（両面印刷の用紙を用いる場合は、片面を 1 枚として計算する。）	80 円
電磁的記録を光ディスクに複写したもの	C D－R	ディスク 1 枚	100 円
	D V D－R	ディスク 1 枚	120 円
上記以外		実費相当額	

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日改正）

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日改正）

この改正は、平成 30 年 3 月 28 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。